佐野市監査委員告示第1号

定例監査の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、 平成29年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を 次のとおり公表します。

平成30年2月2日

佐野市監査委員 篠 原 偉 治

佐野市監査委員 若田部 治 彦

第1 監査箇所

こども福祉部(社会福祉課、障がい福祉課、こども課、家庭児童相談 室、保育課、各保育所)

第2 監査期間

平成29年11月15日から平成30年1月30日

第3 監査の結果

1 社会福祉課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の 計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 障がい福祉課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の 計数に誤りがなく適切に処理されている。

3 こども課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の 計数に誤りがなく適切に処理されている。

4 家庭児童相談室

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の 計数に誤りがなく適切に処理されている。

5 保育課、各保育所

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の 計数に誤りがなく適切に処理されている。